

65歳以上の皆さん

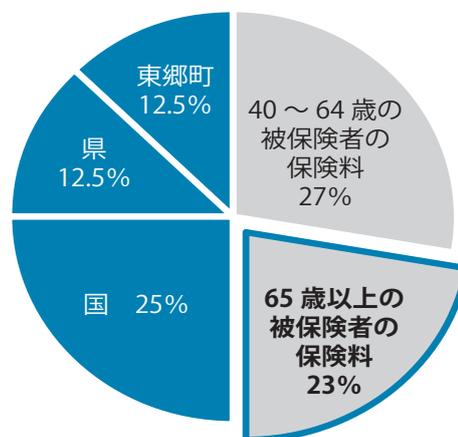
平成31年度の介護保険制度

7月中旬に保険料額の通知書と納付書を送ります。〔特別徴収（年金からの天引きの人）は通知書のみ〕

◆介護保険の財源

介護保険料は、皆さんが住み慣れた地域でできるだけ長く、安心して暮らしていくための財源として使われています。

この財源は、皆さんに負担していただく保険料と、国や県、町の公費で成り立っています。



◆年齢による介護保険料の納め方の違い

40歳～64歳の人	65歳以上の人
加入している健康保険（会社の社会保険、国民健康保険など）の保険料（税）と一緒に納めます。	健康保険とは別に、町に介護保険料として納めます。納付方法は原則、 特別徴収（年金からの天引き） です。なお、一定の要件に該当する人は 普通徴収（納付書・口座振替） となります。

	普通徴収	特別徴収
対象	年金受給額が年額18万円未満の人	年金受給額が年額18万円以上の人
納め方	送付される納付書や口座振替で、町に納めます。	受給される年金から天引きされます。
納期	7月から2020年3月（年9回） ※年度途中で特別徴収に切り替わる場合があります。	年金の受給月（4月、6月、8月、10月、12月、2020年2月）
その他	特別徴収の対象者でも、年度の途中で次の①～③に当てはまると、一時的に普通徴収となります。 ① 65歳になった（誕生月の翌月に納付書を送付） ② 東郷町に転入した（転入月の翌月に納付書を送付） ③ 税務申告の修正があり、保険料額が変更された ※①と②の場合、それぞれ65歳になった日、転入日からおおむね半年から1年後に特別徴収に切り替わります。切り替わる時に送付される通知書でご確認ください。	

注意事項

特別徴収に切り替わるまでは、納付書や口座振替で納めていただけます。
 納付書が届いても「自分は年金からの天引きだから関係ない」と思って支払わないと、結果的に保険料が滞納になり、必要なときに介護保険サービスが受けられなくなる場合があります。

◆ 65歳以上の皆さんの介護保険料額

介護保険料額は、前年中の収入や所得に応じて13段階で決定します。

平成31年度介護保険料年額表（所得段階別）

所得段階	対象	料率	保険料額 (年額)	
第1段階	①生活保護受給者 ②世帯全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金受給者 ③世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入などが80万円以下の人	基準額×0.375 ※1	22,400円	
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入などが80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.525 ※1	31,400円	
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入などが120万円を超える人	基準額×0.725 ※1	43,400円	
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯に課税者があり、本人の年金収入などが80万円以下の人	基準額×0.9	53,900円	
第5段階	本人が住民税非課税で、世帯に課税者があり、本人の年金収入などが80万円を超える人	基準額 ※2	59,900円	
第6段階	本人が住民税課税で 本人の合計所得金額が	120万円未満の人	基準額×1.1	65,900円
第7段階		120万円以上200万円未満の人	基準額×1.3	77,900円
第8段階		200万円以上300万円未満の人	基準額×1.5	89,900円
第9段階		300万円以上400万円未満の人	基準額×1.6	95,900円
第10段階		400万円以上500万円未満の人	基準額×1.7	101,900円
第11段階		500万円以上700万円未満の人	基準額×1.9	113,900円
第12段階		700万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.1	125,900円
第13段階		1,000万円以上の人	基準額×2.3	137,900円

※1 消費税増税分を財源とした公費の投入で、保険料率と保険料額（年額）が軽減されています。

※2 基準額は、3年ごとに策定する介護保険事業計画の中で見直しています。平成30年度から令和2年度までの東郷町の基準額は4,997円（月額）です。保険料額（年額）は基準額に所得段階ごとの「料率」に12（月）を乗じて100円未満を切り捨てた金額です。

☆平成31年度とは、平成31年4月1日から令和2年3月31日までのことをいいます。

◆ 8月から新しい認定証等をお使いください

・負担割合証をお持ちの人

手続きは特に必要ありません。7月中に新しい割合証をお送りします。8月1日からは新しい割合証をお使いください。

・負担限度額認定証および介護用品購入証明書（おむつ券）をお持ちの人

6月中旬～下旬に更新のお知らせをお送りしています。ご利用の方は、7月10日（水）までに高齢者支援課窓口へ持参または郵送により申請してください。



■ 問い合わせ 高齢者支援課 ☎ 0561 (56) 0735